

下三橋町『人・農地プラン』

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大和郡山市	下三橋町 (下三橋町集落)	令和3年3月31日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	28.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20.4 ha
③後継者のいる農業者の耕作面積の合計	8.5 ha
④後継者のいない農業者の耕作面積の合計	10.0 ha
i うち75歳以上の農業者の耕作面積の合計	2.8 ha
ii うち5年後営農困難・不明の農業者の耕作面積の合計	3.4 ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.5 ha
(備考) 地区内の中心経営体は、施設野菜経営・水稲栽培を主としている。	

2 対象地区の課題

<p>下三橋町集落は、大規模集落で高度成長期以前は、多くが専業農家であった。また、県内でも唯一、戦後間もなく大和丸ナスの栽培に取り組み、東京や京都などで使用される高級食材の地位を、早くから確立させていた。大和丸ナスの裏作で施設園芸作物(イチゴ)も盛んに栽培され、加えて水稲栽培の盛んな地域であったが、高度成長期以降、兼業農家の増加と農業者の高齢化により専業農家は数戸に減少し、増える傾向にない。農業後継者についても、約7割の農家におらず、認定農業者・認定新規就農者等の中心経営体となる担い手を、増やしていくことも早急な課題である。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 集落内の農地利用については、農地バンク制度の周知を図り、機構を通じて担い手に、農地を集積・集約化していく。
- 集落内で耕作されなくなった、若しくは耕作されなくなる農地については、中心経営体に集約化していく。
- 集落内の耕作放棄地は集落内で協力し解消していく。
- 集落内において、農地を管理するための営農組織作りも将来的に考えていく。
- 担い手が営農しやすくするために、分散している農地を集積・集約化する。
- 集落外からの担い手を受け入れることも、視野に入れる。
- 集落内において、新たに認定農業者や認定新規就農者を育成し、中心経営体に位置づけていく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地の貸付等の推進

現在のところ、集落内において機構貸付意向の農家は8戸、1.8haである。一方、集落内の農家であれば貸付意向の農家も4戸、0.7haある。

農家の高齢化と後継者不足や土地持ち非農家が増えていることから、地区内の農地利用・保全を担う営農組織を検討し、地区で取り決めたルールに基づき、分散圃場の解消や担い手への農地集積・集約化を進めるとともに、耕作放棄地を防止するために適正な農地管理を行う。

また、営農環境を改善するため、農地区画の整理・拡大、不整形・小規模水田の解消、水路・農道等整備など基盤整備を検討する。

○農地中間管理機構の活用方針

新たに、中心経営体に位置づける認定農業者を増やし、また、集落内における農地保全の営農組織等も視野に入れながら、中心経営体を増やす。

集落内の農地において、それらの中心経営体に農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構を積極的に活用する。そのためには、今後、担い手がおらず、耕作されなくなった農地については、機構に順次登録していく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で、営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて他の中心経営体への貸付を進めていく。

